

報告 第 7 号

平成 2 5 年 度 放 棄 し た 債 権 の 報 告 に つ い て

西原町債権管理条例第 1 2 条第 2 項の規定により、放棄した債権について別紙のとおり報告します。

平成 2 6 年 9 月 2 9 日 提 出
西 原 町 長 上 間 明



平成25年度 西原町債権管理条例に基づく債権放棄一覧

債権名	債権数	債権額	第12条第1項						放棄年月日
			第1号 該当	第2号 該当	第3号 該当	第4号 該当	第5号 該当	第6号 該当	
水道料	57 件	117,335 円	件	件	57 件	件	件	件	平成26年3月31日
学校給食費	476 件	14,408,868 円	件	件	476 件	件	件	件	平成26年3月31日
合計	533 件	14,526,203 円	0 件	0 件	533 件	0 件	0 件	0 件	

※西原町債権管理条例第12条第1項(平成25年4月1日施行)

第1号…生活困窮(生活保護又は同等)

第2号…破産免責

第3号…時効期間満了

第4号…徴収停止、履行延期の特約によるもの以外で、特別の理由により強制執行の措置がとられていないものについて、無資力、又は資力の回復困難

第5号…強制執行(又は債権の申出)後、無資力、又は資力の回復困難

第6号…徴収停止後1年を経過して後、なお無資力、又は資力の回復困難

平成25年度 西原町債権管理条例第12条第1項にかかる債権放棄一覧

	債権の名称	債権の額	放棄した事由(第12条第1項該当)	備考
1	水道料	38,720 円	転居先不詳のため、回収見込みがない	26 件
2	水道料	66,215 円	倒産のため、回収見込みがない	19 件
3	水道料	9,600 円	死亡のため、回収見込みがない	8 件
4	水道料	2,800 円	入院により支払い不能のため、回収見込みがない	4 件
5	学校給食費	746,000 円	病気入院のため、支払見込みがない	21 件
6	学校給食費	2,526,600 円	死亡のため、回収見込みがない	78 件
7	学校給食費	999,000 円	転居先不詳のため、回収見込みがない	30 件
8	学校給食費	1,492,950 円	県外の転居先不詳のため、回収の見込みがない	55 件
9	学校給食費	8,644,318 円	町外での転居先不詳のため、回収見込みがない	292 件
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
	合 計	14,526,203 円		533 件

